

緑区選挙管理委員会 告 示 番 号	さいたま市緑区選挙管理委員会告示名	公布年月日
緑区選挙管理委員会告示 第 4 号	さいたま市緑区の投票区及びその区域	平成31年2月21日

さいたま市緑区選挙管理委員会告示第4号

平成16年2月16日さいたま市緑区選挙管理委員会告示第4号を次のとおり変更した。

平成31年2月21日

さいたま市緑区選挙管理委員会

委員長 花岡 能理雄

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変 更 後		変 更 前	
投票区	投票区の区域	投票区	投票区の区域
第5投票区	<u>大字大間木 377 番地から 840 番地まで、大字大牧 1 番地から 1513 番地まで、大間木 2 丁目及び大間木 3 丁目</u>	第5投票区	<u>大字大間木 1 番地から 831 番地まで及び大字大牧 1 番地から 1513 番地まで</u>
第20投票区	<u>大字大間木 841 番地から末番地まで、大字大牧 1686 番地から末番地まで、大字下山口新田 1 番地から 1132 番地まで及び大字蓮見新田</u>	第20投票区	<u>大字大間木 832 番地から末番地まで、大字大牧 1686 番地から末番地まで、大字下山口新田 1 番地から 1132 番地まで及び大字蓮見新田</u>

附 則

(施行期日)

この告示は、平成31年3月2日から施行する。